



平成 26 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 日本精工株式会社
代表者名 代表執行役社長 大塚 紀男
(コード番号：6471 東証第一部)
問合せ先 執行役常務 総務部長 池村 幸雄
(TEL 代表 03-3779-7111)

単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年12月24日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成27年4月1日（水）

(参考) 平成27年4月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
<新設>	<u>附則</u> 第8条の変更は、平成27年4月1日から効力を生じるものとする。なお、本附則は平成27年4月1日をもって削除する。

以 上